

定年退職後夫婦でいきいきライフ

魅つけた! あの人

周東町

豊島 勝彦さん (61歳)

由利子さん (58歳)

農家
民宿 かし屋

どのような農家民宿にしたいですか?

四季折々の農業体験はもちろんのこと、子どもたちにも豊かな自然の中でのんびりと過ごしてもらいたいです。また、地域の皆さんの豊富な知識や技を活用させてもらって、都市と農村の交流を図る場にしたいですね。

団塊の世代の方に何かアドバイスすることがあればお願いします。

新しい事に挑戦してしっかり恥をかきましょう!

夫婦がいつまでも仲良く暮らしていくことができる秘訣は? 忍耐と思いやりとユーモアですね。また、夫婦共通の趣味(農業)があることでしょいか?

定年退職するまで、休日を利用して実家で農業を続けてきました。
五年くらい前から定年後の生活について二人で話し合い、築六十一年の実家を残したいという思いから、昨年農家民宿を開業するために実家をリフォームしました。
「かし屋」は屋号の「鍛冶屋」から付けたもので、今年七月にオープンしました。

(山口型小規模農林漁家民宿)

季節によって色々な体験ができます

春 イチゴ狩り わらび・フキ採り 田植え
タケノコ堀り 野菜植え付け
夏 川遊び 川釣り ラッキョウ収穫
芋づる植え付け 梅もぎ
秋 稲刈り ワラの家遊び 干し柿作り 芋掘り
イチゴ植え付け
冬 椎茸菌打ち
他に牧場・酒蔵見学 布ぞうり・コケ玉作り

掘りこたつ式囲炉裏のある食堂

自家製の野菜、
地元の特産などを
使った田舎料理

山口型小規模農林漁家民宿 農家等が自宅の一部を活用して提供する小規模な民宿で、県が認定するもの。家庭的な雰囲気の中で、さまざまな体験や手作りの料理などを楽しむことができます。

インフォメーション

配偶者暴力防止法(DV防止法)が改正されました!

保護命令制度の拡充・市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が平成20年1月11日に施行されました。

《改正の主な内容》

- I 保護命令制度の拡充
 - ①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - ②電話・電子メール等を禁止する保護命令
 - ③被害者の親族等への接近禁止命令
- II 市町村基本計画の策定の努力義務
- III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

男女共同参画キーワード

メディア・リテラシーとは

情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力をいう。高度情報通信化が進展する中で、各種メディアが社会に与える影響は、ますます大きくなっています。メディアから送り出された情報をそのまま受容するのではなく、視聴者や読者が批判的視点をもって解釈し理解すること、さらに、情報を受け取るだけでなく、メディアを活用して自分自身の考えを表現していく力《情報発信能力》が必要とされています。

皆さんの声をお待ちしています

「さくら21」は年2回発行いたします。
ご意見・ご感想・取材してほしい内容・情報など『男女共同参画のための情報紙編集委員会』までお寄せください。

問い合わせ先 岩国市の男女共同参画のための情報紙編集委員会 TEL0827-29-5030 FAX 0827-21-3337

さくら21 5号 2008(平成20年)9月15日発行
編集 岩国市の男女共同参画のための情報紙編集委員会
〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号

発行 岩国市総務部総務課男女共同参画室
TEL 0827-29-5030 FAX 0827-21-3337

STOP THE・暴力

配偶者からの暴力(DV)に関するご相談は、下記相談窓口までお問合せください

殴る蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的な暴力についての相談や各種情報の提供を行っています。

□岩国市総務課男女共同参画室

TEL 0827-29-1155 (相談専用電話)
月～金 8:30～17:15

□山口県男女共同参画相談センター
(配偶者暴力相談支援センター)

TEL 083-901-1122

電話相談 月～金 8:30～22:00
土・日 9:00～18:00

面接相談 月～金 8:30～17:15
(事前予約が必要)

専門相談

弁護士による法律相談

第1・3水曜日 13:30～15:30

医師による健康相談

第2・4金曜日 14:00～16:00

心理の専門家によるこころの相談

第2・4火曜日 13:30～15:30

(※面接相談のみで、事前予約が必要)

□岩国警察署 TEL 0827-24-0110

□岩国西警察署 TEL 0827-83-0110

編集後記

男女共同参画に関する市民意識調査をみると、まだまだ課題が多いと感じます。6つの基本目標がより身近なものになると良いですね。

編集委員一同

岩国市男女共同参画のための情報紙

2008・秋
5号

さくら 21

7/29(火)

はじめます!

裁判員制度

～もしもあなたが選ばれたら～

講師 山口地方検察庁岩国支部長
検事 相馬博之さん



7/31(木)

身近な犯罪から

身を守ろう!!

～あなたは本当に大丈夫?～

講師 山口県環境生活部
地域安心・安全推進室
阿波浩二さん

8/5(火)

「台風14号」からみつけたもの
～みんなな会いはスマイルハート～

講師 有田久美子さん(岩国市社会
福祉協議会美川支部長)
北川陽子さん(ボランティア
戦隊清流レンジャー代表)

エンパワーメントの
ための欲張り講座を
開催しました



特集 岩国市男女共同参画基本計画を
策定しました

・魅つけた!あの人

・インフォメーション



「さくら21」は、市民のみなさんと共に、男女共同参画社会を実現するため、さまざまな情報を収集し、提供する情報紙です。

基本目標1

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、個人としての能力が発揮できる社会の実現を目指します。

重点目標

- ① 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- ③ 男女間における暴力の根絶

アンケート

男女の地位の平等意識について



岩国市男女共同参画基本計画 (平成20年3月策定)

基本目標2

社会における制度や慣行についての配慮

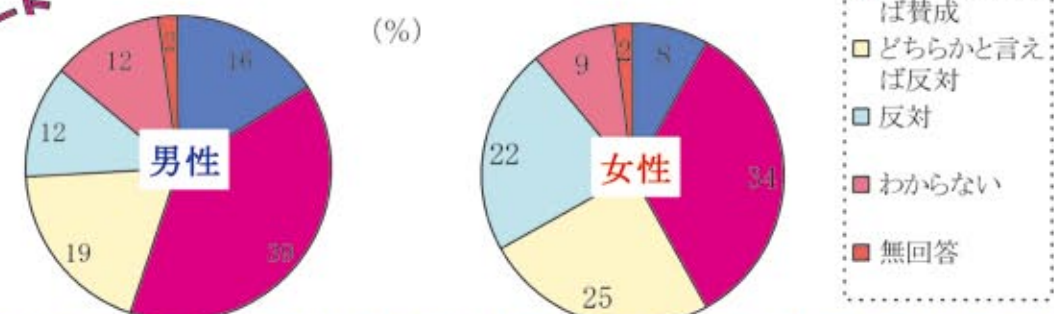
性別による役割分担等にとらわれず、男女が共に主体的で自由な活動ができるような社会の実現を目指します。

重点目標

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ② 雇用の分野における男女共同参画の推進
- ③ 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画の推進

アンケート

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



平成19年9月に施行した「岩国市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「岩国市男女共同参画基本計画」を策定しました。

(期間) 平成20年度～平成24年度までの5年間

基本目標3

施策等の立案及び決定への共同参画の促進

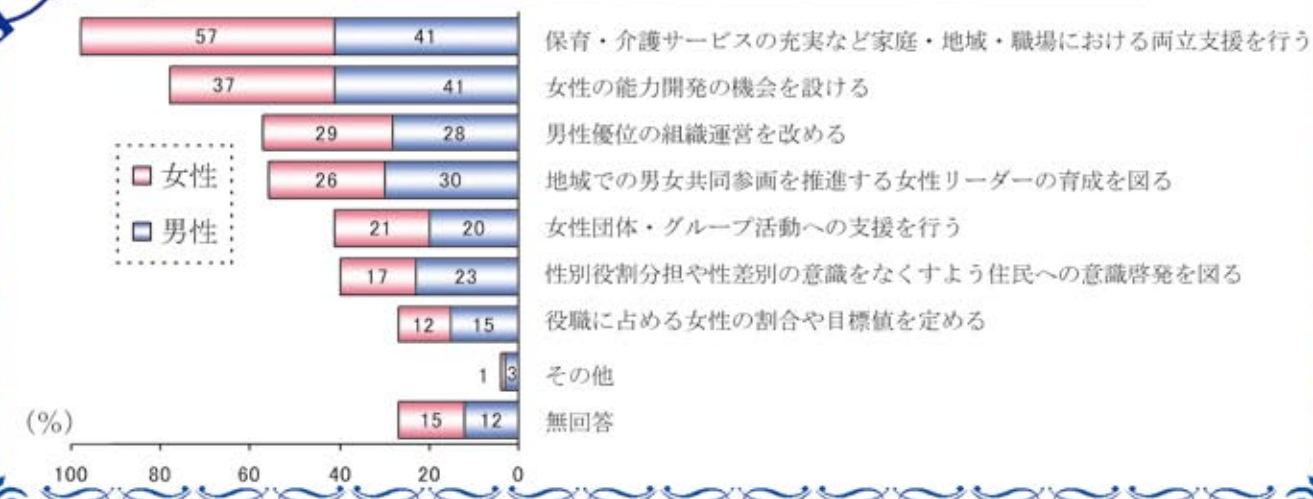
市の施策や民間の団体等の方針立案や決定への共同参画は、男女共同参画社会を実現する上で重要であり、男女が共に主体的に参画する機会が確保される社会の実現を目指します。

重点目標

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

アンケート

女性が政策方針決定の過程に参画するために必要なことについて



アンケート

岩国市男女共同参画に関する市民意識調査 平成18年7月実施

男性 249人
女性 317人

基本目標4

家庭生活と社会生活との両立

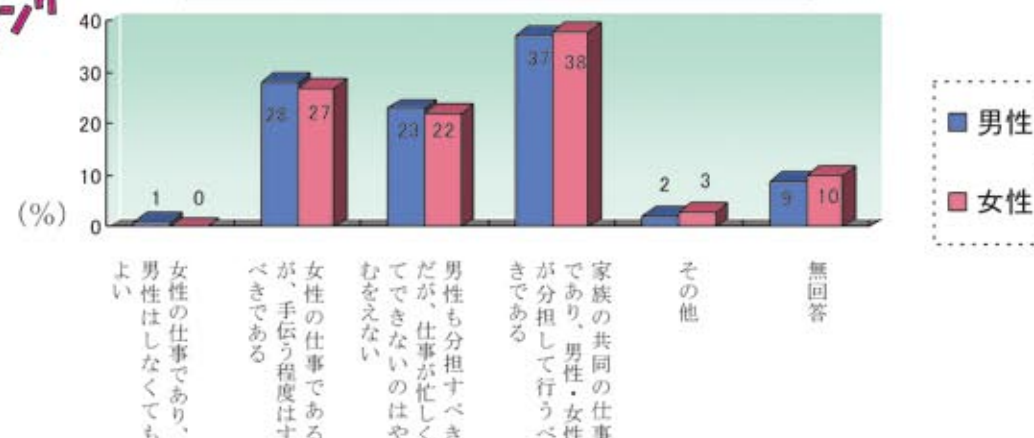
家族みんなが協力し合い、社会の支援も受けながら、家庭生活と社会生活を両立できる社会の実現を目指します。

重点目標

- ① 家庭生活や社会生活における男女共同参画の促進
- ② 家庭生活と社会生活を両立するための支援
- ③ 高齢者や障害者が安心して暮らせる社会づくりの推進

アンケート

男性が家事・育児・介護に参加することについて



基本目標5

生涯にわたる男女の健康の確保

男女がそれぞれの身体的特質を理解し、尊重し合って、生涯にわたって健康的な生活ができる社会の実現を目指します。

重点目標

- ① 互いの性への理解と健康への配慮
- ② 生涯を通じた健康づくりへの支援



基本目標6

国際的協調

国際交流と国際協力を深めながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

重点目標

- ① 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の促進

市内在住外国人の比率(国別)

